

津市運動施設（安濃地域）指定管理業務仕様書

令和6年9月

津市安濃総合支所地域振興課

目 次

I 一般仕様

1 業務の目的	1
2 業務の履行場所	1
3 業務の履行期間	1
4 法令等の遵守	1
5 施設概要	2
6 休業日	3
7 開場時間	3
8 業務内容	3
9 その他	3

II 総括仕様

1 業務の内容	4
2 従事者の構成及び配置	4
3 業務担当責任者の配置及び業務	4
4 業務日及び業務時間等	5
5 業務報告書の提出	5
6 諸手続き	5
7 服務	5
8 経費の負担区分	6
9 遵守事項	7
10 その他の一般事項	7
11 市の事業への協力	7
12 インボイス制度への対応	7

III 業務別仕様

第1章 施設利用受付、開閉管理及び日常清掃業務

1 業務内容等	8
2 特記事項	8
（別紙1）施設管理に係る必要な業務（各施設共通事項）	10
（別紙2）日常清掃作業場所及び作業内容	11

第2章 トレーニングルーム器具等の設置及び指導業務

1 業務内容等	13
2 特記事項	14

第3章 施設維持整備日常管理業務

1 業務内容等	15
---------	----

第4章 個別業務別仕様書

・津市安濃中央総合公園内体育館定期清掃業務仕様書	17
・津市安濃中央総合公園内体育館警備業務仕様書	20

・ 津市安濃中央総合公園内南ゾーン等自家用電気工作物の保安管理業務仕様書	・ ・ 2 2
・ 津市安濃中央総合公園内体育館受水槽清掃点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 2 9
・ 津市安濃中央総合公園内体育館空調機保守点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 3 0
・ 津市安濃中央総合公園内体育館空調機（令和 7 年 4 月 1 日供用開始分）保守点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 3 1
・ 津市安濃中央総合公園内体育館及び野球場消防用設備等保守点検業務仕様書	・ ・ 3 2
・ 津市安濃中央総合公園内体育館及び野球場防火対象物定期点検業務仕様書	・ ・ ・ 3 5
・ 津市安濃中央総合公園内体育館昇降機保守点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 3 6
・ 津市安濃中央総合公園内体育館バスケット台スプリングゴール保守点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 3 7
・ 津市安濃中央総合公園内体育館トレーニング器具設置及び保守点検業務仕様書	・ 3 8
・ 津市安濃中央総合公園内野球場グラウンド管理業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 3 9
・ 津市安濃中央総合公園内体育館及び野球場防火設備点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 4 1
・ 津市運動施設（安濃地域）建築物及び建築設備定期点検業務仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 4 4
第 5 章 津市安濃地域振興事業実施業務	
1 業務内容等	・ ・ ・ ・ ・ 4 7
2 特記事項	・ ・ ・ ・ ・ 4 7
特記仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 4 8
津市公契約条例に係る労働報酬下限額の運用について	・ ・ ・ ・ ・ 5 0
（別紙）令和 6 年度津市労働報酬下限額	・ ・ ・ ・ ・ 5 1

津市運動施設(安濃地域)指定管理業務仕様書

I 一般仕様

1 業務の目的

津市運動施設(安濃地域)を広く市民の利用に供し、施設の利用者の安全確保及び円滑な管理運営業務の遂行を図ることを目的とする。

2 業務の履行場所

業務履行場所は、次のとおりとする。

津市安濃中央総合公園内体育館(津市安濃町田端上野818番地)

津市安濃中央総合公園内野球場(津市安濃町田端上野1041番地)

津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド(津市安濃町田端上野797番地1)

津市安濃中央総合公園内テニスコート(津市安濃町田端上野1023番地1)

津市安濃中央総合公園内フットサルコート(津市安濃町草生234番地5)

津市安濃グラウンド(津市安濃町田端上野897番地)

3 業務の履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 法令等の遵守

津市運動施設(安濃地域)の管理にあたっては、本仕様書のほか次の各項に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法ほか行政関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (3) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (5) 津市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (6) 津市個人情報の保護に関する法律等施行規則
- (7) 津市情報公開条例
- (8) 津市情報公開条例施行規則
- (9) 津市行政手続条例
- (10) 津市行政手続条例施行規則
- (11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (12) 都市公園法
- (13) 施設維持・設備保守点検に関する法令等
(建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)
- (14) その他津市運動施設(安濃地域)を管理運営するための業務に関連するすべての法令等

5 施設概要

(1) 津市安濃中央総合公園内体育館

- ・竣工年 平成12年
- ・敷地面積 11,420 m^2
- ・建物面積 5,279 m^2
- ・建物延べ面積 5,999 m^2
 - (メインアリーナ) 1,702 m^2
 - (サブアリーナ) 829 m^2
 - (トレーニングルーム) 217 m^2
 - (会議室1～4) 195 m^2

(2) 津市安濃中央総合公園内野球場

- ・竣工年 平成6年
- ・敷地面積 25,100 m^2
- ・建物面積 769 m^2
- ・建物延べ面積 780 m^2
- ・内野／土 外野／天然芝 11,960 m^2
- ・センター120m 両翼 91m 夜間照明あり

(3) 津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド

- ・竣工年 平成元年
- ・敷地面積 20,000 m^2
- ・トラック 300m

(4) 津市安濃中央総合公園内テニスコート

- ・竣工年 平成16年
- ・敷地面積 11,200 m^2
 - (砂入り人工芝4面) 5,354 m^2
- ※ 夜間照明あり

(5) 津市安濃中央総合公園内フットサルコート

- ・竣工年 平成18年
- ・敷地面積 3,042 m^2
 - (人工芝コート1面) 1,260 m^2
- ※ 夜間照明あり

(6) 津市安濃グラウンド

- ・竣工年 昭和53年
- ・敷地面積 15,840 m^2
 - (ソフトボール専用1面)
- ※ 夜間照明あり

6 休業日

12月29日から翌年1月3日まで

※ ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ本市の承認を得て、休業日を変更、又は臨時に休業日を定めることができる。

7 開場時間

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館、津市安濃中央総合公園内テニスコート、津市安濃中央総合公園内フットサルコート

午前9時から午後9時30分まで

- (2) 津市安濃中央総合公園内野球場、津市安濃グラウンド

午前9時から午後9時30分まで

(11月1日から翌年の3月31日までの期間は午後5時まで)

- (3) 津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド

午前9時から午後5時まで

※ ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ本市の承認を得て、使用時間を変更することができる。

8 業務内容

- (1) 施設利用受付、開閉管理及び日常清掃業務
- (2) トレーニング指導業務
- (3) 施設日常管理業務
- (4) 施設の維持管理、修繕
- (5) 地域振興事業実施業務
- (6) その他管理運営業務

9 その他

業務の従事者等に対しては、雇用・労働条件に関し適切な対応等を図ること。

Ⅱ 総括仕様

1 業務の内容

各業務に関する必要事項及び仕様細目は、「Ⅲ 業務別仕様」に定めるとおりとする。

2 従事者の構成及び配置

(1) 指定管理者は、従事者として専門的な知識及び経験を有し、かつ心身共に健康な者で、業務内容に応じて必要な資格を有する者を厳選し、必要にして十分な人数を確保した上で業務ごとに適切に配置するものとする。

(2) 本市は、従事者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、指定管理者に対し当該従事者の交替を協議することができるものとする。この場合において、指定管理者は実状を調査の上、本市の要請が正当であると判断した場合は速やかに従事者の交替を行うこととする。

ア 施設利用者に対し、繰り返し不快の念を抱かしめるような言動又は行為があったと認められる場合。

イ 疾病罹患し他に感染させる恐れがあり、また業務に耐えないと指定管理者が判断した場合。

ウ 上記の他に、本市又は利用者に対し甚だしく不穏当な言動又は行為があったと認められる場合。

3 業務担当責任者の配置及び業務

(1) 指定管理者は、円滑な業務運営を図るために業務の指揮監督を行う業務担当責任者を1名配置することとする。

(2) 業務担当責任者は、業務の目的を達成するため以下の職務を行うこと。

ア 業務の遂行に係る本市との連絡調整に関すること。

イ 業務のスケジュール管理に関すること。

ウ 従事者の配置及び業務分担に関すること。

エ 施設管理台帳の作成及び管理に関すること。

オ 利用料金等の管理、各施設の日報・月報・年報及び施設利用状況報告書の作成に関すること。

カ 業務報告書その他の書類の作成、提出及び管理に関すること。

キ 従事者の服務規律の維持に関すること。

ク 施設管理において、日常的に予防保全・事後保全に努め、本市と協議の上、従事者に指示をすること。

ケ 事故発生に備え連絡指示系統を明確にし、事故発生時には適切な処理を行い、速やかに事故報告書を作成し本市に提出すること。

コ 指定管理者の責に帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。

- (3) 指定管理者は、業務担当責任者が不在の場合において、予め副業務担当責任者を選任し業務担当責任者の行う職務を代行させるものとする。
- (4) 業務担当責任者は、「(公財) 日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士」の資格を有するものとする。
- (5) トレーニング指導業務従事者は、トレーニングルームの利用希望者を対象として、トレーニング方法や器具の取扱いについての知識、技能習得を目的とした内容の説明を実施できる、指導実績・適切な指導能力を有する者であることとする。

4 業務日及び業務時間等

- (1) 各業務における業務の実施時期及び時間は、「Ⅲ 業務別仕様」に定めるところによるものとするが、指定管理者はこの時間外であっても誠実に業務を遂行すること。
- (2) 上記のほか業務を要する日時については、本市と指定管理者が協議の上、決定する。また、業務時間を変更する必要がある場合においても同様とする。
- (3) 従事者の休日及び休憩時間等の確保については、指定管理者の定めるところによるものとする。

5 業務報告書の提出

- (1) 指定管理者は、日常業務について業務日報を作成し、管理業務の実施状況を把握し、業務日報に基づく業務報告書を毎月作成し提出することとする。
- (2) 本市は、指定管理者の実施した業務の内容、方法及び結果が本仕様書に適合していないと認められる場合は、指定管理者に対し業務の改善を命ずることができる。なお、この場合の費用はすべて指定管理者の負担とする。

6 諸手続き

- (1) 業務担当責任者及び従事者の選任
指定管理者は、契約締結後、実際に業務に就くことができる者の中から業務担当責任者、副業務担当責任者及び従事者を選任することとする。
- (2) 業務実施計画書
指定管理者は、各月における業務の実施予定表を記載した「業務実施計画書」を契約締結後速やかに1部提出することとする。

7 服務

- (1) 指定管理者は、業務の遂行にあたり一般利用者と区別するため、従事者に名札を着用させるものとする。なお、これにかかる費用は指定管理者の負担とする。
- (2) 指定管理者は、業務の内容及び実態を十分把握し、施設内外の環境保全に努め常に規律ある行動をとるように従事者に適切に研修等を実施するものとする。また、設備等の異常を発見又は予見した場合は、速やかに本市に報告するとともに適切な措置をとるものとする。
- (3) 指定管理者は、事故の発生に備え常に連絡指示系統を明確にしておくものとする。
- (4) 指定管理者は、従事者が常に健康な状態で業務が遂行できるよう従事者の健康管理

に十分留意するものとする。

- (5) 指定管理者は、業務時間中は業務に専念し、従事者同士及び利用者との私語は厳に慎むこととする。
- (6) 指定管理者は、施設の防火管理について防火管理者を置き、消防計画を作成し、消防訓練及び避難訓練等を実施するものとする。また、施設内外で火災等を発見した場合は直ちに消防等の関係機関や本市に報告するとともに、適切な措置をとるものとする。
- (7) 指定管理者は、災害や事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成し、本市に提出することとする。
- (8) 指定管理者は、災害発生時に本市から要請があった場合には避難場所等の開設に協力するものとする。
- (9) 指定管理者は、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体（津市スポーツ協会加盟団体等）等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、利用料の減免や優先使用について、現在本市が行っている制度に準じて行うものとする。
- (10) 施設内外で業務により発生した廃棄物は、指定管理者の責任において処理するものとする。

8 経費の負担区分

- (1) 本市は、指定管理者が業務遂行のために必要とする執務場所及び従事者の休憩場所を確保し、無償で貸与する。
- (2) 業務に必要な光熱水費（電気・水道・LPG）ほか必要な経費は指定管理者の負担とし、指定管理者は給水、電力の使用をはじめ経費については、極力節約に努めるものとし、業務を効率的に処理するものとする。なお、指定管理者の負担する経費は概ね次のとおりとする。

ア 光熱水費（電気・水道・LPG）

※ 電気・水道代は南ゾーン区域内の7施設、水辺散策路及び遊歩道等の街灯を含む。

イ 機械設備の保守及び操作管理に必要な備品、交換部品等の消耗品及び燃料等

ウ 設備及び備品の修繕及び改良に要する費用（負担区分あり）

エ 衛生用消耗品（トイレットペーパー・トイレ消毒液・医薬品等）

オ 清掃用具及び諸材料等

カ 業務に直接必要とする用具及び軽トラック等作業用車両(燃料を含む)、草刈機等作業用機械（燃料を含む）等

キ 業務に直接必要とする事務用品等

ク 電話使用に伴う配線設置費及び使用料

ケ 指定管理者の故意又は過失による設備及び備品等の破損及び汚損の場合の原状回復に要する費用

コ 施設維持・設備保守点検に関する法令等（建築基準法、消防法、建築物における

衛生的環境の確保に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)に基づく点検及び報告

サ トレーニング機器設置 (保守点検を含む)

シ その他の備品

9 遵守事項

指定管理者は、業務の遂行にあたり「津市環境方針」の趣旨を理解するとともに、次に掲げる事項の遵守に努めることとする。

- (1) 指定管理者は、この契約による業務から発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適性に保管及び処理することとする。
- (2) 指定管理者は、業務実施において使用する薬剤について適正に使用するとともに、その選定にあたり環境への影響が最小限となるよう努めることとする。

10 その他の一般事項

- (1) 指定管理者は、本仕様書に定めのない事項であっても業務に直接必要と認められる場合は、本市の指示に基づき誠実に履行するものとする。
- (2) 指定管理者は、令和7年4月1日から業務遂行できるよう、必要に応じ現在の指定管理者と業務の引継を行うこと。ただし、引継に要する費用は新たに指定管理者となるものが負担することとする。

なお、指定管理者が引き続き前年と同一の者である場合はその限りではない。

- (3) 指定管理者は、業務の遂行に当たり設備及び備品等を善良なる管理者の注意をもって良好に管理することとする。
- (4) 上記のほか特に定めのない事項については、本市、指定管理者協議の上決定するものとする。指定管理者は、本市の要請に従い決定事項を記載した関係書類を提出することとする。

11 市の事業への協力

市の事業で施設を優先的に確保する場合 (選挙の開票事務等) には協力することとする。

12 インボイス (適格請求書) 制度への対応

指定管理者は、インボイス (適格請求書) 制度に対応するものとして、施設利用者からインボイスの発行を求められた場合は、法令等に定める規定に従い交付するものとする。また、インボイス制度に係る法令等に定められる保存期間等を遵守することとする。

また、前指定管理者の管理期間の施設利用分等にかかるインボイスの発行を求められた場合は、前指定管理者と協議することとする。

Ⅲ 業務別仕様

第1章 施設利用受付、開閉管理及び日常清掃業務

1 業務内容等

(1) 業務の履行場所

津市安濃中央総合公園内体育館、津市安濃中央総合公園内野球場、津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド、津市安濃中央総合公園内テニスコート、津市安濃中央総合公園内フットサルコート、津市安濃グラウンド

(2) 人員配置、業務時間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（休業日を除く）

午前8時30分から午後10時まで 2名

繁忙時や長期離席することがわかっている場合等には3名配置する等をし、円滑に業務を行えるようにすることとする。

また、必要に応じ早朝7時から勤務を行うものとし、その日数は概ね50日程度とする。

(3) 業務内容

ア 利用者への施設利用案内を行うこと。

イ 施設管理にかかる必要な業務を行うこと。（別紙1）

ウ 運動施設の使用にかかる受付業務（申請書受理、利用料の積算、徴収、領収書及び許可書の交付、鍵の貸し出し等）を津市安濃中央総合公園内体育館事務所（窓口及び津市公共施設利用案内・予約システム）にて行うこと。

エ 津市安濃中央総合公園内野球場、津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド、津市安濃中央総合公園内テニスコート、津市安濃中央総合公園内フットサルコート、津市安濃グラウンドの運動施設について、当該申込者に対し必要に応じ荒天・雨天等による使用可能・中止の連絡をすること。

オ 利用人員及び徴収金額等の日計の統計事務を行うこと。

カ 日常清掃を行うこと。なお、作業場所の施設概要及び作業内容は、別紙2に示すとおりとする。

2 特記事項

(1) 従事者数については、最低必要な人数のため法令上及び業務遂行上必要により増員すること。また、従事者及び勤務状況の変更がある場合は、その都度本市、指定管理者協議の上、指定管理者は書面により届けを行うこと。

(2) 協定書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務遂行上当然必要と認められるもの及び軽微な事項については含むこととする。

(3) 津市公共施設利用案内・予約システムの取り扱いについては、当システムを十分に熟慮し、受付業務等において支障が無いように注意を払い管理を行うこと。

- (4) 館内等施設の施錠については、営業時間以外はみだりに不審者が立ち入らないように建物は施錠し、門扉等を含めて管理を行うこと。
- (5) 仕様書に係る運用について、またこのほか疑義等が発生した場合については、本市、指定管理者協議の上、本市の指示に従うこと。

施設管理に係る必要な業務（各施設共通事項）

- 1 運動施設の開錠、施錠を行うこと。
- 2 始業巡回点検を行い、破損、盗難等の異常や運動施設、設備器具の確認を行い、点検等における異常があった場合は速やかに改善すること。
- 3 塗装、ガラス破損及び建具の調整等の小破修繕を行うこと。
- 4 当日に予定されている専用使用等の確認を行うこと。
- 5 ニュースポーツ用品等の備品の貸し出しを行うこと。
- 6 運動施設、管理棟及びトイレ並びに敷地内は絶えず整理整頓、清掃を行い美化に努めること。
- 7 利用者への施設利用案内を行うこと。
- 8 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年規則第23号）第5条に該当するものに対して、入場を拒否し又は退場させること。
- 9 遺失物の有無の確認を行い、発見された場合は管理及び整理を行うこと。
- 10 利用終了後、運動施設、設備器具等の破損の有無及び原状回復等の確認を行うこと。
- 11 灰皿、ガスの元栓等火の元を確認し適切な処理を行うこと。
- 12 運動施設、設備器具及びその他管理上不備があれば速やかに本市に連絡し協議すること。

日常清掃作業場所及び作業内容

津市安濃中央総合公園内体育館

清掃場所	日常清掃			備考
	床等塵清掃	床等水拭き	灰皿清掃	
男女更衣室、シャワー室		週1回		
会議室1	月2回			
会議室2	月2回			
会議室3	月2回			
会議室4	月2回			
トレーニングルーム	毎日			
玄関ホール	毎日			
ロビー	毎日			
2階ホール	週1回			
階段	週1回			
廊下	週1回			
観覧席	週1回			2階観客席を含む
トイレ	毎日	週1回		
幼児室	週1回			アリーナ幼児室、サブアリーナ幼児室
役員室	週1回			
事務室等	週1回			
特定野外喫煙場所			毎日	
その他必要な個所	週1回			

津市安濃中央総合公園内野球場

清掃場所	日常清掃		備考
	床等塵清掃	床等水拭き	
メインスタンド一塁側男女トイレ		月 2 回	
メインスタンド三塁側男女トイレ		月 2 回	
本部室前トイレ		月 2 回	
一塁側ダッグアウト	月 2 回		
三塁側ダッグアウト	月 2 回		
一塁側ダッグアウトトイレ		月 2 回	
三塁側ダッグアウトトイレ		月 2 回	
バックスクリーン（得点板）トイレ		月 2 回	
その他必要な個所	週 1 回		

津市安濃中央総合公園内テニスコートクラブハウス

清掃場所	日常清掃		備考
	床等塵清掃	床等水拭き	
男女更衣室	週 1 回		
トイレ		週 1 回	
玄関ホール	週 1 回		
その他必要な個所	週 1 回		

津市安濃グラウンドトイレ

清掃場所	日常清掃		備考
	床等塵清掃	床等水拭き	
トイレ		週 1 回	
その他必要な個所	週 1 回		

第2章 トレーニングルームの器具等の設置及び指導業務

1 業務内容等

(1) 業務の履行場所

津市安濃中央総合公園内体育館トレーニングルーム

(2) 業務従事者

指定管理者は、業務従事者として心身共に健康な者で、業務内容に応じ的確に処理できる者を厳選し、業務ごとに継続的に業務できる者を適切に配置すること。

ア 人員配置、業務時間

(i) 指導業務 指導員1名

開館期間の毎週3日間（各日4時間）

(ii) 講習業務

原則として、新規利用者が映像等によりいつでも初回講習（施設及び器具取扱い説明）を受けることができるようにすることとする。ただし、上記（ア）の指導員の指導業務時間内の場合は、直接指導を行うこともできることとする。

イ 業務内容

(i) 利用者への適正なトレーニング指導に関する助言及び器具等の利用方法の説明を行うこと。

(ii) 利用者がトレーニングルームにおいて事故等があったときの緊急対策を行うこと。

(3) その他トレーニングルーム指導業務に係る関連業務

ア トレーニングルームの設備及び器具の日常管理及び点検を行うこと。

イ トレーニングルーム内は絶えず整理整頓、清掃を行い美化に努めること。

(4) トレーニングルームに設置する器具等は、別紙仕様書10「トレーニングルーム参考設置器具（保守点検も含む）」に定める基準品を参考（提案による変更可）に誰もが気軽に体力づくり・健康の維持推進ができる公共スポーツ施設にふさわしいものを選定し、令和7年4月1日には供用を開始できるように設置するものとする。設置する器具等は、新品とし、安全性が担保されている器具等とする。また、器具の選定理由を明らかにしたうえで、提案するものとする。

なお、リースでの設置とするが、リースの期間は指定管理期間の範囲内とするものとし、指定管理期間満了までに指定管理者の責任において撤去するものとします。ただし、撤去時期は可能な限り満了日に近い日にちとすることとする。

また、指定管理期間における機器設置までの期間、撤去後の期間及び機器更新時に係るトレーニングルームの利用停止に関しては、本市は一切補償しません。

2 特記事項

(1) 協定書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務遂行上当然必要と認め

られるもの及び軽微な事項については含むものとする。

- (2) トレーニングルームの設備及び器具の管理について、みだりに不審者又は初回講習の未講習者の立ち入りや機器を危険な利用をしないように監視・監督管理を行うこと。
- (3) 事故等が発生した場合は、直ちに応急処置を行うとともに、医療機関等に連絡をするものとする。また、書面により直ちに本市に事故報告を行うこととする。
- (4) 仕様書にかかる運用について、またこのほか疑義等が発生した場合については本市、指定管理者協議の上、本市の指示に従うこと。

第3章 施設維持整備日常管理業務

1 業務内容等

(1) 業務の履行場所

津市安濃中央総合公園内体育館、津市安濃中央総合公園内野球場、津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド、津市安濃中央総合公園内テニスコート、津市安濃中央総合公園内フットサルコート、津市安濃グラウンド

(2) 業務従事者

指定管理者は、業務従事者として心身共に健康な者で、業務内容に応じ的確に処理できる者を厳選し、業務ごとに継続的に業務できる者を適切に配置すること。

ア 人員配置、業務時間

従事者 2名（各人週32時間勤務）

※ 原則として、安全管理のため2人1組で作業することとする。

また、天候等により作業ができない場合や草刈り等の時期により業務量が変更する場合等の合理的であると判断できる場合は、別の週に業務時間を移すことができることとする。

イ 業務内容

(1) 各施設及び設備器具の日常点検を行い、日常（軽微なものも含めて）の予防保全・事後保全作業を行うこと。

(2) 津市安濃中央総合公園内野球場の外野芝と津市安濃中央総合公園内テニスコート・フットサルコート周辺の芝の日常維持管理（刈り込み作業、灌水作業等）を行うこと。

(3) 津市安濃中央総合公園内野球場の内野グラウンド、津市安濃中央総合公園内多目的グラウンドと津市安濃グラウンドの整地（津市安濃中央総合公園内野球場備品スポーツトラクター使用又は手作業によるトンボ・レーキ・ブラシでの整地）及び転圧作業（津市安濃中央総合公園内野球場備品スポーツトラクター使用による転圧）を行うこと。

(4) 各施設及び周辺の除草・草刈作業、樹木・垣根の軽微な剪定作業及び花壇・プランターの管理を行うこと。

また、草刈作業時は飛び石対策を行うこととする。

(5) 津市安濃中央総合公園内野球場、津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド及び津市安濃グラウンドのラインパウダーの補充を行うこと。なお、ラインパウダーの購入に係る経費は指定管理者の負担とする。

(6) 各施設（管理棟を含む）、トイレ及び敷地内の整理整頓、清掃等の美化作業を行うこと。

(7) その他業務を遂行するにあたり必要な事項。

第4章 個別業務別仕様書

各業務内容の仕様書は、17～46ページのとおりとする。

津市安濃中央総合公園内体育館定期清掃業務仕様書

1 業務名

津市安濃中央総合公園内体育館定期清掃業務

2 実施場所

津市安濃中央総合公園内体育館

3 業務内容

(1) 床面清掃

ア 長尺塩ビシート及びフローリング床材は、床用ブラシ等で掃いて大きなゴミや埃を除き、ポリシャー又は自動洗浄機による洗浄を行うこと。

イ アリーナ床面は、スポーツワックスを塗布すること。

ウ タイルカーペットは移動可能な備品を移動して、床面を除塵、前処理剤を噴霧器にて塗布、染み抜き作業を行い、スチーム洗浄機にてクリーニングし、乾燥後移動した備品を元の位置に復旧すること。

エ 階段のノンスリップ金具は、薬品を用い光沢が出るように磨き上げること。

(2) ガラス清掃

ア ガラス両面を中性洗剤を用いて拭き掃除を行い、汚れを除去すること。

イ 窓枠・網戸の清掃も合わせて行うこと。

ウ 高所作業においては、屋外は高所作業車等、屋内は足場等を使用し丁寧に作業を行うこと。

4 業務の範囲

業務の範囲は、別紙のとおりとする。「3 業務内容」の業務(1)、(2)については、階段を含むものとする。

5 業務の時期

業務は、年1回行うものとするが、汚濁の状況により適宜行うこと。

6 使用材料等

業務に使用する材料は、すべて品質良好のもので、使用する器具及び消耗品のほか業務に必要な電力、水道等は、指定管理者の負担とする。

7 危険負担及び一般事項

(1) 清掃作業中に発生した事故は、指定管理者が責任を負うこと。

(2) 作業に伴い備品等を移動する場合には、備品及び施設が損傷しないよう十分注意し、作業終了後は元の位置に復旧すること。

(3) 作業中は特に火災防止に注意し、ガソリン、ベンジン等引火性に強い薬品は使用しないこと。

(4) 塵埃、水の飛散に注意すること。

(5) 作業に必要な場所への出入りしないこと。

8 資格について

清掃業務の実施にあたっては、清掃作業監督者の資格を有するものが清掃作業の指導監督を行い、清掃作業の完遂を期するよう努めること。

9 その他

- (1) 当施設は公共施設のため、業務実施にあたっては日時等調整の上、施設の運営及び管理に支障の無いように配慮すること。
- (2) 実績報告後に検査を行い仕様書のとおり作業が行われていないと判断される場合は、作業をやり直さなければならない。
- (3) この仕様書は、業務の概要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても業務上当然必要と認められる軽微な業務については、指定管理者においてこれを実施すること。また、このほか疑義等が発生した場合については本市、指定管理者協議の上、本市の指示に従うこと。

業務範囲

床面清掃

別紙

場 所	作業面積 (m ²)	床面仕上	備 考
医務室	16	長尺塩ビシート	
放送室	12	長尺塩ビシート	
更衣室(男子)	36	長尺塩ビシート	
更衣室(女子)	36	長尺塩ビシート	
湯沸室	4	長尺塩ビシート	
観客席	939	長尺塩ビシート	
トイレ1 F	28	長尺塩ビシート	
トイレ2 F	28	長尺塩ビシート	
ロビー及びエントランス	523	フローリング	
トレーニングルーム	209	フローリング	
メインアリーナ	1,702	フローリング	
サブアリーナ	829	フローリング	
廊下	79	フローリング	
控室	27	フローリング	
階段	49	フローリング	
事務室	90	タイルカーペット	
館長室	18	タイルカーペット	
会議室(4室)	178	タイルカーペット	
役員室	25	タイルカーペット	
幼児室(メインアリーナ)	25	タイルカーペット	
幼児室(サブアリーナ)	22	タイルカーペット	

※面積は概算値である。

ガラス清掃

場 所	作業面積 (m ²)	備 考
すべてのガラス面の両面	1,540	

※面積は概算値である。

津市安濃中央総合公園内体育館警備業務仕様書

1 総則

本仕様書は、津市安濃中央総合公園内体育館警備に適用する。

(1) 業務名

津市安濃中央総合公園内体育館警備業務

(2) 実施場所

津市安濃中央総合公園内体育館

2 点検業務内容、方法及び実施時期等

(1) 警備要領

ア 機械警備とする。

イ 警備業務内容

火災・盗難及び不良行為に対する保全業務

ウ 警備時間

体育館の閉館時間中

エ 警備機構等

指定管理者は、別添警報装置仕様書を基本に警備対象物の出入口・窓及びその他必要な箇所の警備を行うこと。

警報装置は、警備対象物で発生した異常事態を自動的に通報する機能を有すること。

3 特記事項

点検等に当然必要であると認められるものは、指定管理者の責任において処理すること。また、このほか疑義等が発生した場合には本市、指定管理者協議の上、本市の指示に従うこと。

警報装置仕様概要

警報機器名	記号	取付場所	機 能	数量	備 考
シャッターセンサー		シャッター・大型門扉	シャッター・大型門扉等の開放を検知する		
ガラスセンサー		ガラス面	ガラス面の打撃・振動・破壊を検知する		
マグネットセンサー		窓・扉	窓・扉の開放を検知する	8	
パッシブセンサー		天井面	人体等から発射された熱エネルギーを検知する	9	
赤外線センサー		壁面・支柱	投受光器での赤外線遮断を検知する	1	
火災感知器（差動式）		天井面	温度の異常上昇を検知する		
火災感知器（定温式）		天井面	設定以上の温度になったことを検知する		
火災感知器（移報）		火災報知機盤	既設の火災受信機盤より送信機へ情報を移報する	1	
送信機		壁面	各種センサーより入る信号を制御し、監視センターへ送出するとともに警備開始及び解除を行う	1	
リモコンスイッチ		外部壁面	建物外部から送信機を操作する	1	
非常ボタン		壁面	ボタンを押すことにより非常事態が発生したことを知らせる		
ワイヤレス受信機		壁面	各ワイヤレスセンサーからの信号を受信し、送信機へ送出する		

津市安濃中央総合公園内南ゾーン等自家用電気工作物の保安管理業務仕様書

1 目的

本仕様書は、自家用電気工作物の保安管理業務について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め適正な履行の確保を図るためのものであり、設備及び運営に支障のないように保安管理業務を実施することを目的とする。

2 保安管理業務の対象

別紙一覧のとおり

3 業務を行う資格等

- (1) 三重県内において中部経済産業局長の認定を受けていること。
- (2) 電気事業法施行規則第52条の2の用件に該当すること。
- (3) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保できる体制を整備すること。

4 業務の内容等

(1) 保安業務の内容

保安管理業務の内容は別表「点検、測定及び試験の基準」による点検等を実施すること。

(2) 緊急時の対応

電気事故・故障が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急措置を行うこと。
また、台風・襲雷・地震等の災害等に対応すること。

(3) 点検結果の保存及び報告

点検結果の記録を法定期間は保存し、本市に点検結果を報告すること。

(4) 点検の周期

定期点検 A（通常点検）は毎月1回、定期点検 B（年次点検）は年1回、安濃グラウンドは2か月に1回行う。ただし、必要な装置を設置した場合は、定期点検 A を2か月に1回とすることができる。また、定期点検 B には定期点検 A を含む。これ以外に電気工作物の工事その他必要に応じて臨時点検を行うこと。

(5) 指定管理者は、定期点検 A（通常点検）を次のアからウまでに掲げる要件に従って行うこと。

ア 外観点検を(ア)に掲げる項目について、(イ)に掲げる設備等を対象として行うこと。

(ア) 点検項目

- a 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- b 電線と他物との離隔距離の適否
- c 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- d 接地線等の保安装置の取付け状態

(iv) 対象設備等

- a 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- b 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- c 受配電盤
- d 接地工事（接地線、保護管等）
- e 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
- f 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
- g 蓄電池設備
- h 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

イ 次の(7)及び(4)に掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行うこと。

(7) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(4) 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

ウ 上記ア及びイの点検のほか、日常巡視等を行い、異常があった場合には点検を行うこと。

(6) 指定管理者は、定期点検 B（年次点検）を月次点検に係る要件に加え、次のア及びイに掲げる要件に従って行うこと。

ア 1年に1回以上行うこと。ただし、信頼性が高く、かつ、下記イの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。

イ 次の(7)から(4)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行うこと。

(7) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が対地及び他の電路と絶縁されていること。

(4) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。

(4) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(4) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

(4) 蓄電池設備のセル電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

- (7) 指定管理者は、低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい電流が発生している旨の警報を繰り返し受信した場合には、次のア及びイに掲げる処置を行うこと。

ア 警報発生の原因を調査し適切な措置を行うこと。

イ 警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。

- (8) 指定管理者は、事故・故障発生時に次のアからエまでに掲げる処置を行うこと。

ア 事故・故障の発生や発生する恐れがあるときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等を行うこと。

イ 事故・故障の状況に応じて臨時点検を行うこと。

ウ 事故・故障の原因が判明した場合は、再発させないための対策を行うこと。

エ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、これを行うこと。

5 安全管理

- (1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生法、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

- (2) 単独作業の禁止

高圧回路の停送電操作を行う作業、高圧活線近接作業、または高所作業を行う場合は安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施しなければならない。

- (3) 保護具、防護具の使用

高圧活線近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。また、そのために必要な防具、保護具を常備しなければならない。

（労働安全衛生規則第343条）

保護具、防護具を定期的（6か月に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。また、その記録は本市の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。（労働安全衛生規則第351条）

6 測定器の管理

- (1) 業務に使用する測定機器は、業務の適合性を保証するため適正に管理された機器とすること。

- (2) 業務に使用する次の測定機器は、国家計量基準にトレース可能な方法で校正試験を実施すること。

ア 交流電圧計

イ 交流電流計

ウ 絶縁抵抗計

エ 接地抵抗計

(3) 前項の測定機器の校正試験は次表のとおりとする。

測定機器名	校正試験の周期	備 考
交流電圧計	1 年	○継電器試験器、耐圧試験器に組み込まれた交流電圧計、電流計を含む。
交流電流計	1 年	
絶縁抵抗計	1 年	
接地抵抗計	1 年	

別紙一覧

施設の名称	施設の所在地	受電容量 (KVA)	受電電圧 (V)	非常用予備 発電設備	
				容量 (KVA)	電圧 (V)
津市安濃中央総合公園内体育館・ 野球場	津市安濃町田端上野	1,030	6,600	27	220
				94	220
津市安濃グラウンド	津市安濃町田端上野	42	200	—	—
				—	—
津市安濃中央総合公園内テニス コート・クラブハウス	津市安濃町田端上野	130	6,600	—	—
				—	—

別表

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検A (通常点検)	定期点検B (年次点検)		臨時点検
				I	II	
受電設備 (含配電設備・二次変電室設備)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作確認			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価試験			○※2	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度試験			○※3	
		絶縁油酸価試験			○※3	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作確認			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検	
				I	II		
電気使用場所の設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		絶縁抵抗測定			○※1		
		接地抵抗測定		○※4	○※4		
		温度チェック		○			
		漏洩電流測定	○※5	○※5			
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		起動試験	○	○	○		
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1		
		接地抵抗測定		○※4	○※4		
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類		受電設備と同じ				受電設備と同じ

- 注 (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいう。
- (2) 定期点検B (I) は無停電で行う点検 (無停電点検)、定期点検B (II) は停電をして行う点検 (停電点検) であり、必要な装置が設置されている場合は定期点検B (I)、その他の場合は定期点検B (II) を行うものとする。ただし、定期点検B (I) を行う施設であっても、必要に応じて定期点検B (II) を行うものとする。
- (3) ※1 を付した測定及び試験は、停電範囲その他の理由によって行わないことがあるものとする。
- (4) ※2 を付した点検及び試験は製造後 (新油に取替えの場合も同様) 10 年経過時に、10 年を越えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
なお、柱上油入開閉器については発注者の依頼によって行うものとする。
- (5) ※3 を付した点検及び試験は製造後 (新油に取替えの場合も同様) 10 年経過毎に、20 年を越えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
- (6) ※4 を付した測定は、過去の実績によってその一部または全部を行わないことがあるものとする。

津市安濃中央総合公園内体育館受水槽清掃点検業務仕様書

1 対象受水槽

- (1) 建物名 津市安濃中央総合公園内体育館
 (2) 種類及び台数 以下のとおり

水槽名	容 積	材 質	設置場所	マンホール数	直 径	嵩 上
受水槽	60トン	FRP	屋 外	2 個	74cm	15cm

2 作業内容等等

- (1) 作業衣及び使用器具はタンク掃除専用のものとする。
- (2) タンク内の沈殿物、浮遊物、壁面等に付着した物質を除去し洗浄すること。
- (3) 洗浄に用いた水は完全にタンク外に排除し、タンク周辺の清掃を行うこと。
- (4) 清掃終了後塩素剤を用いて2回以上タンク内の清掃を行うこと。なお、消毒剤は有効塩素50～100mg/1濃度の次亜塩素ナトリウム溶液を用いること。
- (5) 消毒は高圧洗浄機による噴霧もしくはブラシ等を利用して行うこと。
- (6) 水張りは、消毒後30分以上経過してから行うこと。
- (7) 水張り終了後、残留塩素を測定すること。なお、水質は色度5度以下、濁度2度以下、残留塩素の濃度は0.2mg/1以上とする。

3 作業の時期

年1回（12月から翌年3月まで）

4 使用材料等

業務に使用する材料は、指定管理者が負担すること。

5 危険負担及び一般事項

作業中に発生した事故は、指定管理者が責任を負うこと。

6 資格について

受水槽清掃点検業務の実施にあたっては、貯水槽清掃作業監督者又は建築物環境衛生管理技術者の免許を有する者が清掃点検作業の指導監督を行い、作業の完遂を期するように努めること。

7 修理等

定期点検、調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、修理又は部品の取り替えを行うこと。

津市安濃中央総合公園内体育館空調機保守点検業務仕様書

1 対象空調機

(1) 建物名 津市安濃中央総合公園内体育館

(2) 種類及び台数 DAIKIN 空調機

RGYJ143L	2台
RXYJ784KC	1台
RSXYJ280KC	1台
RXYJ950KC	1台
SRMU3	3台
DRMU3-1	2台
DRMU3-2	2台
DRMU3-3	1台
FHYBJ71K	4台

※ 他保守点検作業 上記種類室内機のフィルター清掃作業

2 点検内容等

年1回（11月から翌年3月まで）空調機装置全般を点検（法定点検を含む）し、必要に応じ清掃及び簡単な調整を行い、性能を維持するよう適切な処置を行うこと。また、機械装置の細部を調査し予防保全的処置をとること。

3 特記事項

定期点検、調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は修理又は部品の取り替えを行うこと。

**津市安濃中央総合公園内体育館空調機（令和7年4月1日供用開始分）
保守点検業務仕様書**

1 対象空調機

- (1) 建物名 津市安濃中央総合公園内体育館
(2) 種類及び台数 以下のとおり

記号	機種名称	機種	設置場所	形式	機種仕様	電動機定格出力	台数	調定点	定期点検
GHP-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW	18.8kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-1-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	メインアリーナ	天吊	冷房能力：16.0kW 暖房能力：18.0kW	-	5	3ヵ月/回	-
GHP-2	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW	18.8kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-2-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	メインアリーナ	天吊	冷房能力：16.0kW 暖房能力：18.0kW	-	5	3ヵ月/回	-
GHP-3	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW	18.8kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-3-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	メインアリーナ	天吊	冷房能力：16.0kW 暖房能力：18.0kW	-	5	3ヵ月/回	-
GHP-4	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW	18.8kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-4-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	メインアリーナ	天吊	冷房能力：16.0kW 暖房能力：18.0kW	-	5	3ヵ月/回	-
GHP-5	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW	18.8kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-5-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	サブアリーナ	天吊	冷房能力：16.0kW 暖房能力：18.0kW	-	4	3ヵ月/回	-
GHP-5-2	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	ロビー	天吊	冷房能力：7.1kW 暖房能力：8.0kW	-	1	3ヵ月/回	-
GHP-6	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW	18.8kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-6-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	サブアリーナ	天吊	冷房能力：16.0kW 暖房能力：18.0kW	-	5	3ヵ月/回	-
GHP-6-2	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	ロビー	天吊	冷房能力：7.1kW 暖房能力：8.0kW	-	1	3ヵ月/回	-
GHP-7	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：71.0kW 暖房能力：80.0kW	15.7kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-7-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	メインアリーナ	天吊	冷房能力：16.0kW 暖房能力：18.0kW	-	4	3ヵ月/回	-
GHP-8	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：71.0kW 暖房能力：80.0kW	15.7kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-8-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	メインアリーナ	天吊	冷房能力：16.0kW 暖房能力：18.0kW	-	4	3ヵ月/回	-
GHP-9	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：55.0kW 暖房能力：63.0kW	12.4kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-9-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	サブアリーナ	天吊	冷房能力：16.0kW 暖房能力：18.0kW	-	3	3ヵ月/回	-
GHP-10	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室外機	-	-	冷房能力：71.0kW 暖房能力：80.0kW	15.7kW	1	3ヵ月/回	3年/回
GHP-10-1	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	ロビー	天吊	冷房能力：8.0kW 暖房能力：9.0kW	-	4	3ヵ月/回	-
GHP-10-2	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	ロビー	天井セ4方向	冷房能力：8.0kW 暖房能力：9.0kW	-	2	3ヵ月/回	-
GHP-10-3	ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコン	室内機	1階廊下	天井セ4方向	冷房能力：5.6kW 暖房能力：6.3kW	-	3	3ヵ月/回	-

機台内訳

室外機	10台
室内機	51台
室内機内訳	
メインアリーナ	28台
サブアリーナ	12台
ロビー	8台
1階廊下	3台

※ 機種等については、現時点では未定のため変更する場合がある。

他保守点検作業等 上記種類室内機のフィルター清掃作業及びガスヒートポンプエアコンの保守点検業務委託について、ガスヒートポンプ各部の状態の確認及び部品交換を内容とする定期点検（法定点検も含む）の実施及び不具合の対応を行う。

2 点検内容等

空調機装置全般を点検（法定点検を含む）し、必要に応じ清掃及び簡単な調整を行い、性能を維持するよう適切な処置を行うこと。また、機械装置の細部を調査し予防保全的処置をとること。

3 特記事項

定期点検、調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は修理又は部品の取り替えを行うこと。

津市安濃中央総合公園内体育館及び野球場消防用設備等保守点検業務仕様書

1 点検対象施設

- (1) 施設名称 津市安濃中央総合公園内体育館
津市安濃中央総合公園内野球場
- (2) 構造 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建
野球場 R C造（屋根鉄骨造）
- (3) 床面積 体育館 建築面積 5,279.46 m² 延床面積 5,999.37 m²
野球場 建築面積 769.00 m² 延床面積 780.00 m²

2 点検内容及び点検方法

- (1) 消防法第17条の3の3項の基準に基づき（消防整備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者を派遣）実施すること。
- (2) 点検する消防用設備等の種類は、消防用設備等一覧表（別紙1）のとおりとする。
- (3) 消防用設備等が正常に機能するための調整、点検等の予防及び保全業務を行うこと。
- (4) 業務を実施した場合において、消防用設備等の各部の機能が正常に作動しない恐れのある時、または事故が発生する恐れのある時は、その状況、原因等を本市に報告するとともに必要な応急処置を行うこと。

3 実施時期

機器点検（2回）	7月・1月に実施
総合点検（1回）	1月実施

※ 各点検にあたっては施設運営に支障のないよう配慮すること。

4 業務報告書の提出

点検終了後、所定の様式により速やかに所管の消防署長に点検結果報告書をそれぞれ2部提出すること。

なお、点検結果不良箇所があるときは、本市へ報告すること。

5 資格について

- (1) 消防設備士（甲1類又は乙1類、及び乙6類）の資格、又は消防設備点検資格者第1種の資格を有すること。
- (2) 消防設備士（甲4類又は乙4類）及び電気主任技術者又は電気工事士の資格、又は消防設備点検資格者第2種の資格を有すること。

6 特記事項

- (1) 消火器にあつては、調査の上、場所別等の消火器台帳及び点検周期表を作成すること。
また、消火器の点検は関係法令に従い点検し、放出した薬剤の詰替を含むこと。
- (2) 指定管理期間内における消防用設備等の警報、不具合、故障等については、誠意をもって調査、処理すること。
- (3) 点検によって使用した消火栓ホース等の器具は、元の所定の場所・位置に適正なる処理（乾燥充填、格納等）を施し、原状復旧すること。
- (4) 添付資料等は参考であり、現有消防用設備等に相違がある場合は、全体がわかる消防用設備等の記入した最新版の図面をPDF等で作成し、また、図面が添付されていない施設については新たに作成すること。

- (5) この仕様書に明記されていない場合でも、軽微な不良箇所及び点検等に当然必要であると認められるものは処理（小修繕を含む）すること。
- (6) 業務実施にあたり、第三者等に損害を与えた時は損害賠償すること。ただし、天災地変等その他不可抗力による場合、又は仕様書に基づき注意義務を怠らなかったと認める場合は、賠償の責めを任じない。

消 防 用 設 備 等 一 覧 表

種 別			設備等の数量	
設 備 機 器 等 名		規格等	安濃中央総合公園内	
			体育館	野球場
自動火災報知設備	受 信 機	P型1級	1	1
		P型2級		
	感 知 器	差動式分布型		
		差動式スポット型	54	12
		定温式スポット型	7	3
		熱アナログ式スポット型	40	
		イオン化式スポット型		
		光電式スポット型	4	21
		光電式アナログ型	100	
		光電式分離型		
	発信機		14	10
	地区音響装置		14	10
	表示灯		14	10
	誘導灯及び誘導標識		61	10
屋内消火栓設備	操作盤		1	1
	消火栓		14	6
	起動用スイッチ		14	6
非常電源（自家発及び蓄電池設備）			1	1
消火器具	粉末消火器	10型	42	14
	粉末消火器	50型	1	
非常警報器具及び設備	非常放送設備		1	1
	自動式サイレン			
その他（防火扉）設備			2	
その他（防火シャッター）設備				

津市安濃中央総合公園内体育館及び野球場防火対象物定期点検業務仕様書

1 対象施設の概要

- (1) 防火対象物名称 津市安濃中央総合公園内体育館
津市安濃中央総合公園内野球場
- (2) 構造 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄筋2階建
野球場 R C造(屋根鉄骨造)
- (3) 床面積 体育館 建築面積 5,279.46 m² 延床面積 5,999.37 m²
体育館 建築面積 769.00 m² 延床面積 780.00 m²
- (4) 防火対象物附属消防用設備等
体育館 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備及び設備、避難設備(誘導灯、誘導標識)、非常電源(自家発電・蓄電池設備)
野球場 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備及び設備、避難設備、(誘導灯、誘導標識)

2 点検業務内容、方法及び実施時期等

防火対象物定期点検制度に基づき、防火対象物の定期点検及び点検結果報告を実施すること。

- (1) 消防法第8条の2の2の規定に基づき、防火管理上必要な業務等の点検対象事項が点検基準に適合しているかどうか年1回点検すること。
- (2) 点検基準は、消防法施行規則第4条の2の6によるものとし、施設運営に支障のないよう配慮すること。

3 業務報告書の提出

点検終了後、所定の様式により速やかに所管の消防署長に点検結果報告書・点検票を2部ずつ提出すること。

なお、点検結果不良箇所があるときは、本市へ報告すること。

4 資格について

点検を行う者は、消防法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物点検資格者とする。

津市安濃中央総合公園内体育館昇降機保守点検業務委託仕様書

1 対象昇降機

- (1) 設置場所 津市安濃中央総合公園内体育館
- (2) 種類及び台数 ロープ式エレベータ 1基
- (3) 用 途 乗用、遠隔監視付き
- (4) 機 械 番 号 第 LA01 号
- (5) 付 加 装 置 地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、オートアナウンス

2 点検内容

- (1) 毎月1回、昇降機装置全般を点検し、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を最高に維持するよう適切な処置を行うこと。
- (2) 年1回、機械装置の細部を調査し、予防保全処置をとること。
- (3) エレベータの運転状態を確認するため、監視装置を設置し、電話回線を介して監視センターにて常時遠隔監視を行うこと。
 - ア 監視項目は、電源異常、起動不能、閉じ込め故障、運行異常等とする。
 - イ エレベータ閉じ込め故障時には、エレベータかご内とサービスセンターとの間で直接通話できること。
 - ウ 監視センターは24時間体制とし、常時監視を行うこと。
 - エ 遠隔監視装置、電話加入権及び遠隔監視に必要な電話料金は指定管理者の負担とする。
- (4) エレベータの運転状態の異常発報を受信した場合、また不時の故障により連絡を受けた場合は適切な処置を行うこと。
- (5) 定期点検、調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、修理又は部品の取り替えを行うこと。

**津市安濃中央総合公園内体育館バスケット台スプリングゴール
保守点検業務仕様書**

1 対象器具

- (1) 設置場所 津市安濃中央公園内体育館
- (2) 種類及び台数 バスケット台スプリングゴール
 セノーDA0323 (4 台)

2 点検内容

- (1) 年1回上記の種類(セノーDA0323)のバスケット台スプリングゴール全般の点検と細部を調査し、予防保全的処置をとるとともに、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を維持するよう適切な処置を行うこと。
- (2) バスケット台スプリングゴールが故障のときは適切な処置を行うこと。
- (3) 定期点検、調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、修理又は部品の取り替えを行うこと。

**津市安濃中央総合公園内体育館
トレーニング器具設置及び保守点検業務仕様書**

1 トレーニング機器標準品（メーカー：セノー株式会社）

設置場所 津市安濃中央総合公園内体育館内トレーニングルーム

No.	製 番	製 品 名	数 量
1	BG862000	コードレスバイク V77i	3 台
2	BG256000	ラボード LXE1200	4 台
3	BB405000	ファナシスⅡ チェストプレス	1 台
4	BB435000	ファナシスⅡ ラットプルダウン	1 台
5	BB445000	ファナシスⅡ レッグエクステンション	1 台
6	BB455000	ファナシスⅡ シーテッド・レッグカール	1 台
7	BB725000	ファナシスⅡ レッグプレス&カーフレイズ	1 台
8	HD012400	鏡（衝立移動式）	6 面

2 点検内容

- (1) 年1回（1年目は保証期間のため除く）トレーニング器具全般の点検と細部を調査し、予防保全的処置をとるとともに、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を維持するよう適切な処置を行うこと。
- (2) トレーニング器具等が不時の故障により連絡を受けた場合は、適切な処置を行うこと。
- (3) 定期点検、調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、修理又は部品の取り替えを行うこと。

津市安濃中央総合公園内野球場グラウンド管理業務仕様書

1 総則

本仕様書は、津市安濃中央総合公園内野球場グラウンド管理業務に適用する。

(1) 業務名

津市安濃中央総合公園内野球場グラウンド管理業務

(2) 実施場所

津市安濃中央総合公園内野球場

2 業務内容

(1) 内野補修工 3,029 m²

(表層不陸整正：仕上げ転圧、 補充土散布：混合黒土、表面処理：塩化カルシウム・化粧砂散布) 2回

(2) ワーニング整備工 1,272 m²

(整正転圧：アングル引き、 仕上げ転圧：振動ローラー) 2回

(3) 外野芝管理

(施肥 7,800 m²：2回、 芝刈り 7,800 m²：機械刈り、芝かす処分2回、薬剤除草 7,800 m²：動力噴霧2回、 病虫害防除 7,800 m²：1回) 1式

(4) 内外野芝生端部処理工

(内野芝めくり復旧 650 m²、端部芝切りフェールライン 200m) 1式

3 業務実施時期

芝、グラウンドの状況及び使用状況を考慮して行うこと。

4 費用負担の範囲

点検等に要する費用は、すべて指定管理者の負担とする。

5 資格について

業務の実施にあたっては、公益財団法人日本スポーツ施設協会公認上級体育施設管理士又は公益財団法人日本スポーツ施設協会公認体育施設管理士の資格を有するものが作業の指導監督を行い、作業の完遂を期するよう努めること。

6 特記事項

- (1) 当施設は公共施設のため、業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。
- (2) 肥料配分は、現場状況により配合変更する。
- (3) 作業中は、作業員の過失又は不注意により生じた損害及び業務施工に関連して、既設構造物その他対外的に及ぼす損害は乙の負担とする。
- (4) 本市は、その所有するグラウンド整備用機器を指定管理者に貸与するものとするが、指定管理者はそれら機器を適正に管理すること。
- (5) この仕様書に明記されていない場合でも、業務遂行上当然必要であると認められる

ものは、指定管理者の責任において処理するものとする。また、その他疑義については本市、指定管理者協議の上、本市の指示に従うこと。

工程表

月／工種	芝生管理工（施肥工）	薬剤除草工（動力噴霧）	病虫害防除工
4月			
5月			
6月	1回		
7月		1回	
8月			1回
9月	1回		
10月			
11月		1回	
12月			
1月			
2月			
3月			

※ 上記工程表はあくまでも標準的なものであり、気温や天候に応じ調整すること。

津市安濃中央総合公園内体育館及び野球場防火設備点検業務仕様書

1 業務概要

指定管理者は、建築基準法第12条第4項に基づき、防火設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況等を点検し、建築基準法施行規則第6条の建築設備等の定期報告様式に準じた報告書を作成の上、本市に内容を説明するものとする。

また、特に、人身事故の恐れなど人命に関わる不具合については、点検後速やかにその状況や危険性を本市に報告し説明するものとする。

2 対象施設

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館（津市安濃町田端上野818番地）
- (2) 津市安濃中央総合公園内野球場（津市安濃町田端上野1041番地）

3 点検項目の内容

平成28年5月2日国土交通省告示第723号（以下、「告示第723号」という。）に記載の全ての項目とする。

4 点検方法等

- (1) 定期点検の実施にあたっては、本市から提示する資料や、本市へのヒアリングその他により事前に施設の状況を把握の上、現状の建築物の平面図、配置図等から定期点検用の図面を作成し、現地において点検漏れが生じないように定期点検の方法、内容について十分に確認し、効率的に点検するものとする。

ア 本市から提示するもの

- ・ 前回の定期点検記録一式

イ 本市へのヒアリングその他により確認するもの

- ・ 増改築、用途変更、増設及び改修等履歴
- ・ 不具合の発生状況等

- (2) 定期点検は、告示第723号に則り、告示第723号の別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定するものとする。

- (3) 定期点検において、是正が必要な箇所並びに特記すべき事項があると判断するものについては、図面に記入の上、写真を撮影し、整理したものを提出するものとする。

- (4) 本業務は、特に以下の点に留意して実施するものとする。

ア 前回の定期点検において指摘された各事項について、その後の処置状況や劣化の進行状態

イ 増改築、用途変更等、工作物の増設、設備機器の改修等の履歴と、これらがあった場合の建築物全体としての安全性

ウ 劣化・損傷等により安全にかかわる事項や、防火・避難及び構造安全に関する事項

- (5) 告示第723号の別表第一から別表第四までの「(は) 検査方法」欄において、他の点検の記録により確認することで足りるとされている項目については、他の点検の実施状況を確認し、その結果を点検結果表に記載するものとする。

- (6) その他、点検にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

ア 本市から提示する資料の中に点検場所の表記がある場合は代表的な室等を例示しているので、類似用途の室等においても防火設備の各部位がある場合は適宜点検を行うものと

する。

イ 定期点検対象施設において、該当する部位等がない項目については適用しない。

ウ 告示第723号の別表第一から別表第四までの(イ)欄に掲げる項目以外で不具合等が発見された場合は、その状況及び点検の必要性を記録し、簡易に点検できるものは同時に点検・調査等を行うものとする。

5 業務担当の資格

本業務に従事する者は、建築基準法第12条第4項に規定する定期点検有資格者とし、一級建築士、二級建築士または防火設備検査員の資格者証（同法12条の3第3項、平成28年国土交通省告示第483号の第4）を有しているものとする。

6 報告書の作成及び提出

指定管理者は、各業務完了後、報告書を提出しなければならない。

(1) 報告書の作成及び提出方法

報告書の作成については、以下のとおりものを1部（枚）作成し、本市へ点検結果の説明を実施したうえで、提出するものとする。

ア 業務完了報告書

イ 建築基準法第12条第4項に規定する点検業務に関する提出書類

(i) 定期検査報告書（防火設備）

【Excelもしくはword】

(ii) 定期検査報告概要書（防火設備）

【Excelもしくはword】

(iii) 検査結果表【Excelもしくはword】

(iv) 検査結果図（施設が判別できる程度で、防火設備の配置図とする）

【CAD】

(v) 関係写真【必要になる場合のみ・指定なし】

ウ 上記ア及びイのデータ（Excel・PDF・CAD データ）を格納した CD-R または DVD-R ディスク

(2) 成果品（報告書）の形式

ア 報告用紙は、A4またはA3版上質紙とし、必要に応じて両面カラー印刷したものをファイルで綴じ、発注者に提出するものとする。

イ 報告書データは、Word、Excel 及び PDF ファイルとします。また、CAD データについては、本市が指定する形式で格納するものとする。

7 光熱水費等の負担

業務に使用する上水道、電気、その他使用する機械、工具、雑材料は一切指定管理者の負担とする。

8 その他

(1) 点検業務の実施にあたり、作業員の安全教育を徹底し、事故等の発生がないように努めること。

(2) 点検業務にかかる施設の無償使用を認めるものとする。ただしその範囲は、発注者の指示に従うこととする。

(3) 点検業務の実施にあたり、建物、設備及びその他施設の物品等に損傷を与えた場合は、指定管理者の負担において速やかに原型に復旧するものとする。

- (4) 本市との点検業務にかかる打合事項については、指定管理者が全て記録し、終了後、速やかに記録したものを協議録として本市に提出するものとする。
- (5) 点検業務に本市の立会いが必要なときは、指定管理者と同伴して行うものとする。
- (6) 指定管理者は、業務完了後も本市からの質疑に対して、誠意を持って対応するものとする。
- (7) 指定管理者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、当業務終了後も同様とする。
- (8) この仕様書は、業務の一般的な事項を記載したものであって、記載のない事項について軽微なものは、この業務の中で実施するものとする。また、仕様範囲について疑義が生じた場合は、本市と協議するものとする。

9 参考図書

定期点検において参考となる図書を以下に示す。なお、使用する際は最新版を使用するものとし、報告様式等を作成するうえの参考として使用するものとする。

- (1) 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 監修 | (財)建築保全センター 編集・発行
- (2) 「防火設備定期検査業務基準」
一般財団法人 日本建築防災協会

津市運動施設（安濃地域）建築物及び建築設備定期点検業務仕様書

1 総則

本仕様書は、指定管理者が行う建築基準法第12条第4項（昇降機及び防火設備以外の建築設備）に基づく建築設備等定期点検業務（以下、「点検業務」とする。）に適用する。

(1) 履行時期 前回の検査から1年以内に行うこととし、原則として、10月中に点検を実施することとする。

(2) 対象施設

ア 津市安濃中央総合公園内体育館（津市安濃町田端上野818番地）

地上2階建て

延べ床面積 599.37㎡

イ 津市安濃中央総合公園野球場（津市安濃町田端上野1041番地）

(ア) メインスタンド棟

地下1階地上1階建て

延べ床面積 780.95㎡

(イ) スコアボード棟

地上3階建て

延べ床面積 154.92㎡

(3) 点検時期 本市と協議の上、決定することとする。

【参考】前回点検日

（建築設備点検）

① 津市安濃中央総合公園内体育館 令和5年10月20日

② 津市安濃中央総合公園野球場 令和5年10月20日

※ 令和6年度の実施日については、発注者が安濃総合支所地域振興課総務担当に確認すること。

（建築物点検）

① 津市安濃中央総合公園内体育館 令和4年11月10日

② 津市安濃中央総合公園野球場 令和4年11月2日

(4) 報告書類提出先 安濃総合支所地域振興課総務担当

(5) その他 点検に必要な資格は、点検業務の従事者が法令に定める資格を保有していることとする。

2 点検方法

(1) 点検業務は、

「特定建築物定期調査業務基準」

一般財団法人 日本建築防災協会

「建築設備定期検査業務基準書」

編集・発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

「国の機関の建築物の点検確認ガイドライン」

一般財団法人 建築保全センター

の最新版に基づくこととし、各公共施設について現地での点検を実施すること。

(2) 点検方法は、各公共施設に赴き、目視、操作及び打音点検を行うこととする。

ただし、次の項目は、点検から除く。

ア 破壊を要する点検（例：点検口がない隠蔽部分の点検あるいは保護材を施工された部分の点検）。

イ 点検業務を実施するにあたり、安全諸設備が無い箇所の点検（例：高所部分の点検を実施するにあたりタラップが無い、また転落防止柵がない箇所の点検。

ただし、双眼鏡による目視点検は除く。）

ウ 双眼鏡・スケール 5 m 程度・クラックスケール・ドライバー・テストハンマー・柵蓋開閉用フック、吹き流し、持ち運びできる高さ 90 cm 程度の脚立、懐中電灯、加煙試験機、プッシュプルゲージ以外の点検機器を要する点検。

エ その他、本市及び指定管理者との協議より対象外とした点検。

(3) 点検は、法令に定める資格を有する者とする。

(4) 指定管理者は、点検マニュアル等を整備し、作業員に周知徹底の上、実施するものとする。

3 報告書の作成及び提出（点検結果の結果方法）

(1) 報告書の作成及び提出方法

報告書の作成については、点検の方法と同様に「特定建築物定期調査業務基準」及び「建築設備定期検査業務基準書」に基づき、以下のとおりのものを 1 部（枚）作成し、点検結果の説明を実施した上で、本市へ提出することとする。

ア 業務完了報告書

イ 建築基準法第 12 条第 4 項に規定する点検業務に関する提出書類

(1) 定期検査報告書（建築設備等（防火設備及び昇降機を除く。））

【Excel もしくは word】

(2) 定期検査報告概要書（建築設備等（防火設備及び昇降機を除く。））

【Excel もしくは word】

(3) 検査結果表【Excel もしくは word】

(4) 検査結果図（施設が判別できる程度で、建築設備等の配置図とする）

【CAD】

(5) 関係写真【必要になる場合のみ・指定なし】

ウ 上記イのデータを格納した CD-R または DVD-R ディスク

(2) 成果品（報告書）の形式

ア 報告書を作成し、報告書名は「令和〇年度津市公共建築物等定期検査業務報告書 津市運動施設（安濃地域）」とする。

イ 報告用紙は、A4 または A3 版上質紙とし、必要に応じて両面カラー印刷したものをファイルで綴じ、本市に提出することとする。

ウ 報告書データは、Word、Excel 及び PDF ファイルとする。また、CAD データについては、本市が指定する形式で格納することとする。

エ 報告書データを格納する CD-R または DVD-R ディスクは、公共施設ごとに 1 枚ずつ及び全ての施設を格納したもの 2 種類を作成し、公共施設ごとのディスクは報告用紙のファイルに添付することとする。

4 指定管理者に貸与する物品

前回点検結果資料（図面 CAD データ含む）及び本点検に関する資料

※ 上記以外で指定管理者が必要な物品については、本市と協議の上、決定することとする。

5 その他

- (1) 点検業務の実施にあたり、作業員の安全教育を徹底し、事故等の発生がないように努めることとする。
- (2) 点検業務にかかる施設の無償使用を認めるものとします。ただしその範囲は、本市の指示に従うこととする。
- (3) 点検業務の実施にあたり、建物、設備及びその他施設の物品等に損傷を与えた場合は、指定管理者の負担において速やかに原型に復旧することとする。
- (4) 本市との点検業務にかかる打合事項については、指定管理者が全て記録し、終了後、速やかに記録したものを協議録として本市に提出することとする。
- (5) 点検業務に本市の立会いが必要なときは、指定管理者と同伴して行うこととする。
- (6) 指定管理者は、業務完了後も本市の質疑に対して、誠意を持って対応することとする。
- (7) 指定管理者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、当業務を行わなくなった場合も同様とする。
- (8) この仕様書は、業務の一般的な事項を記載したものであって、記載のない事項について軽微なもの、この業務の中で実施するものとする。

また、仕様範囲について疑義が生じた場合は、本市と協議することとする。

第5章 津市安濃地域振興事業実施業務

1 業務内容等

津市安濃地域等振興事業の実施及び支援

指定管理者は、津市安濃地域等における地域振興事業(スポーツイベント等)を、安濃町内運動施設等において地元関係団体と協力し、実施するとともに、市民の地域振興意識の向上を目指し、広く地域住民との連携を図りながら个性的で多様な地域振興に触れ親しむことのできる環境づくりを行うこととする。

2 特記事項

- (1) 実施するにあたっては、様々な年代の地域住民が参加できるような全世代型のイベントを年に1回以上実施することとする。
- (2) 事業に要する経費(事業に係る会議費、報償費、材料費、印刷製本費、諸経費等)は、自主事業として扱うためすべて指定管理者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定める事業の実施に係る内容・方法等は、連絡調整会議で周知する前に本市に書面で説明することとする。
- (4) 実施後は、連絡調整会議で本市に書面で報告することとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

津市公契約条例に係る労働報酬下限額の運用について

本件は、津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約であるとともに、同条例第4条第2項に規定する労働報酬下限額を適用する契約です。

津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に沿って事務処理等を進めるとともに、その内容を履行しなければなりません。

本紙では、事業者が履行しなければならないことについて下記のとおりお示ししますので、本件に係る入札等に参加する事業者にあつては、この内容を十分理解した上で入札等に参加してください。なお、より詳細な内容については、マニュアルをご覧くださいか、下記担当にお問い合わせください。

記

1 入札等に参加する事業者がしなければならないこと

入札等に係る指名通知一式のうち「特記仕様書（津市公契約条例及び労働環境の確保に係る誓約事項）」に明記された内容を了解した上で入札等に参加してください。

なお、受注者となった場合は、このことを改めて了解した上で契約を締結してください。

2 受注者がしなければならない主なこと

- (1) 発注者に対して
 - ・労働状況台帳を作成し、下請業者、再委託業者など（以下「受注関係者」という。）の分を取りまとめた上で提出する。
- (2) 対象労働者に対して
 - ・労働報酬下限額（別紙「令和6年度津市労働報酬下限額」のとおり）以上の賃金を支払う。
 - ・津市公契約条例の概要、労働報酬下限額などを書面により周知する。
（現場への掲示、文書配布など）
- (3) 受注関係者に対して
 - ・運用についてその内容を説明する。
（労働者に労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、対象労働者への周知、労働状況台帳の作成及び提出）

3 マニュアルについて

津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）にて閲覧及びダウンロードすることができます。

※ 労働報酬下限額の運用に関して不明な点などが生じた場合は、津市総務部調達契約課（Tel 059-229-3121）にお問い合わせください。

令和6年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1, 0 4 7 円
---------	------------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。